

## 平成25年度事業計画

### ○ 現職会員数

区 分	対 象 者 (H24.4.1 現在)	会 員 数	加 入 率
常勤県職員	19,982人	18,780人	94.0%
病院機構職員	2,343人	1,570人	67.0%
職員団体及び振興会職員	52人	49人	94.2%
共済組合職員	24人	24人	100.0%
特別職	7人	7人	100.0%
小 計	22,408人	20,430人	91.2%
非常勤職員	—	550人	—
計		20,980人	

### 1 実施事業会計（公益事業）

公益目的支出計画に基づき一般県民に対し、次のとおり事業を行う

(1) 講演会開催事業

県民の厚生福利活動を支援するため、教養講座及び講演会を開催する。

(2) 人材活用事業

県民の自発的な余暇活動等を支援するため、指導者等の人材情報を収集し、提供する。

(3) 施設利用促進事業

公的施設の余暇利用促進を支援するため、県内の施設情報を収集し、提供する。

### 2 福利事業会計

(1) 現職会員事業

現職会員に対し、次のとおり支給する。

	保険の種類	保険金の支払事由	保険金額
1	死亡保険金	現職会員が死亡したとき	15万円
2	家族死亡保険金		
	配偶者死亡保険金	配偶者が死亡したとき	7万円
	こども死亡保険金	子が死亡したとき	1万円
	親死亡保険金	親が死亡したとき	1万円
	その他被扶養者死亡保険金	配偶者、親、子以外の被扶養者が死亡したとき	1万円
	死産保険金	現職会員及び配偶者が死産したとき	1万円
3	祝金		
	結婚祝金	現職会員が結婚したとき又は結婚のために退職し、その後3ヶ月以内に結婚するとき	1万円
	出産祝金	契約者及び配偶者が出産したとき	1人につき1万円
	入学祝金	子が小学校、中学校に入学したとき	5千円
	永年会員リフレッシュ祝金	契約期間が1年以上の現職会員が、勤続期間20年以上、かつ、年齢が55歳以上になったとき	2万円

4	遺児育英保険金	現職会員の死亡当時に被扶養遺児が生存していた場合	小学校就学前 130万円 小学校在学中 120万円 中学校在学中 110万円 上記以外の被扶養遺児 100万円
5	看護・介護保険金		
	看護保険金	現職会員又は被扶養者が負傷又は疾病のため入院し、付添看護人を10日を超えて雇用したとき	1日につき2千円を限度にその実費とし、1年度20日を限度とする
	介護保険金	現職会員が職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第54号）第16条の2第1項又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号）第13条の2第1項に規定する介護休暇を取得したとき	1日につき2千円、半日につき1千円 休暇等を時間単位で取得した場合は、1月単位で合計し8時間をもって1日とし、4時間をもって半日とする ただし、端数時間については切り捨てるものとし、現職会員1人につき1年度4万円を限度
6	退会保険金	契約期間が1年を経過した現職会員が退会したとき	加入後平成17年度までは1年につき5千円、その後は1年につき2千円、ただし、最高10万円を限度
7	退会返還保険金	現職会員が退会したとき	退職後に退職会員保険に加入する目的で、加入から退会まで当会に保険料（給料の2/1000）を振込みした額

(2) 積立年金事業

現職会員のうち積立年金保険に加入した積立年金会員に対し、次のとおり支給する。

	保険の種類	保険金の支払事由	保険金額
1	積立年金保険金	現職会員が定年退職又は1号勸奨退職したとき	退職時から5年を限度に任意の年数で受給を希望する場合： 基礎額と支払期間に生ずる運用益相当額を加算した額 一時金を希望する場合：基礎額
2	退職時一時保険金	現職会員が定年退職又は1号勸奨退職以外の事由により退職したとき	基礎額

3	死亡保険金	現職会員又は、積立年金受給者が死亡したとき	現職会員の場合：基礎額 積立年金保険金受給者の場合：死亡の時点で確定している未受給の積立年金保険金相当額
4	死亡特別保険金	現職会員が死亡したとき	3万円
5	退会返還保険金	現職会員が退職以外の事由により退会したとき	基礎額、ただし、契約期間が2年以内の場合はその期間中に払込んだ保険料の総額

(3) 住宅建設資金貸付事業

現職会員が居住する住宅及び敷地購入等の促進を図ることを目的として、資金の貸付及び償還業務を行う。

貸付金額 10万円～700万円

返済期間 5年、10年、15年、20年、25年、30年

貸付金利 年2.08% (変動型金利 上限年3.33%)

(4) 福祉助成事業

現職会員に対し、次のとおり助成する。

① 厚生活動自由選択事業

会員が指定された施設を利用したとき1年度につき5,000円を助成する。

② 保養施設等利用助成事業

民間保養施設・スポーツクラブの利用を助成する。

③ 療養給付金等助成事業

公益法人等派遣条例による退職派遣者の会員に対し、療養給付金等の助成を行う。

(5) 退職会員事業

退職会員保険加入者に対し、次のとおり支給する。

	保険の種類	保険金の支払事由	保険金額
1	死亡保険金	退職会員が死亡したとき	退職会員の死亡時の年齢に応じて別に定める額
2	医療保険金	退職会員が70歳に達するまでの間、病気又は負傷によって国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第36条に規定する療養を保健医療機関又は保険薬局等で受け、一部負担金を支払ったとき	診療報酬明細書毎の一部負担金の額から100円未満の額を控除した額 (一部負担金の額は、療養に要する費用に10分の3を乗じて得た額を限度とし、診療報酬明細書毎に80,100円の範囲とする)
3	祝金 古希祝金 喜寿祝金 米寿祝金 白寿祝金	退職会員が70歳に達したとき 退職会員が77歳に達したとき 退職会員が88歳に達したとき 退職会員が99歳に達したとき	3万円 5万円 7万円 10万円

4	脱退返戻金	退職会員が保険契約を解約したとき	退職会員の脱退時の年齢に応じて別に定める額
---	-------	------------------	-----------------------

(6) 厚生事業

退職会員に対し、趣味の会、旅行、演劇鑑賞会等のレクリエーション事業を行う。

3 貸付債権管理事業会計

現職会員に対し平成 24 年度までに貸し付けた住宅建設資金貸付金の債権管理業務を行う。

4 富岡アパート貸付事業会計

振興会が所有する富岡アパート 5・6 号棟を県に貸付け、管理運営業務を行う。

5 収益事業会計

(1) 売店運営事業等

県職員等の福利厚生及び県民の利便を目的として、県の施設の一部を借受け直営 7 か所、委託 4 か所の計 11 か所の売店の運営を行う。

○ 取扱品目（食品、雑貨、切手・はがき、収入証紙、刊行物等）

(2) 刊行物発行事業

県民の利便を目的とし、県の刊行物等の販売を行う。

(3) 収入証紙取扱事業

県民の利便を目的として、県の施設等において直営 4 か所、委託 18 か所の計 22 か所において収入証紙の販売を行う。

○ 収入証紙の種類 1 円から 100,000 円までの 22 種類

(4) 共済組合受託事業

地方職員共済組合神奈川県支部から次の事業の一部業務を受託して行う。

① 厚生活動自由選択事業

② 厚生活動施設利用事業

③ 保養所等利用事業

(5) その他運営事業

① 自動車保険取次事業

県職員等が所有する自動車の交通災害に際し、経済的負担等を軽減するため、月払自動車保険の取次ぎを行う。

② 損害保険等取次事業

県職員等の交通傷害等に際し、経済的負担等を軽減するため、交通傷害保険、普通傷害保険及び公務員賠償責任保険、所得補償保険並びに県各種団体職員等の福利厚生を目的として、団体生命保険の取次ぎを行う。

③ 指定店等取次事業

県職員等が引っ越し等を低廉な価格で容易に利用できるよう各業種を指定し取次ぎを行う。

6 その他

(1) 経営改善計画の策定

一般財団への移行、特定保険業の認可取得、県からの受託事業の終了など振興会を取り巻く環境が大きく変化したことから、今後の振興会事業の安定と発展を図るため、経営改善計画の策定に取り組む。